

『日本栄養士会雑誌』は、平成 20 年 1 月発行の第 51 巻 1 月号から、管理栄養士・栄養士の業務・技術の向上を図るため、事例研究、実践報告等を掲載することとし、体裁を A4 判にして名称も改め、カラー広告のページを設けています。一般広告（純広告）の他、平成 21 年度からは、新たに情報提供広告（記事広告、貴社にて作成）を掲載することといたしました。

平成 23 年度からは、公益社団法人への移行を考慮し、対象を、管理栄養士・栄養士、保健・医療・福祉および教育等の分野の専門職種、並びに希望する一般国民としました。

平成 29 年 1 月からは全面カラーページに変更いたしました。

平成 29 年度の広告料につきまして、次のとおり改訂し、ご案内申し上げます。

なお、健康増進法に虚偽誇大広告

等の禁止および適正化について定められておりますので、本会としても、別添のとおり、日本栄養士会広告掲載基準を設けておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 『日本栄養士会雑誌』の編集方針

栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である日本栄養士会は、管理栄養士・栄養士および保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種をはじめとして、広く国民に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供する。

2. 『日本栄養士会雑誌』の概要

- ① 体 裁 A4 判、64 ページ
- ② 発 行 毎月 1 日
- ③ 発行部数 51,500～57,000 部/月（平成 28 年度実績）

3. 平成 29 年度広告の内容および広告料

一般広告（純広告）

<キャンペーン期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 広告料>

掲載場所	平成29年度(キャンペーン期間平成29年4月～平成30年3月) 広告料
表2 (4色)	270,000 円 (税抜価格 250,000 円、消費税 20,000 円)
表3 (4色)	216,000 円 (税抜価格 200,000 円、消費税 16,000 円)
表4 (4色)	345,600 円 (税抜価格 320,000 円、消費税 25,600 円)
記事中1ページ (4色)	135,000 円 (税抜価格 125,000 円、消費税 10,000 円)
記事中1/2ページ (4色)	75,600 円 (税抜価格 70,000 円、消費税 5,600 円)

<新料金：平成 30 年 4 月～ 広告料>

掲載場所	平成30年度 広告料
表2 (4色)	270,000 円 (税抜価格 250,000 円、消費税 20,000 円)
表3 (4色)	216,000 円 (税抜価格 200,000 円、消費税 16,000 円)
表4 (4色)	345,600 円 (税抜価格 320,000 円、消費税 25,600 円)
記事中1ページ (4色)	162,000 円 (税抜価格 150,000 円、消費税 12,000 円)
記事中1/2ページ (4色)	86,400 円 (税抜価格 80,000 円、消費税 6,400 円)

* 1 号につき 1 社 2 ページまで

情報提供広告（記事広告）

① 内 容 管理栄養士・栄養士に有用な情報であること。
「広告」であることを明記すること。

② 広告料

<キャンペーン期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 広告料>

135,000 円／1 ページ／1 色（税抜価格 125,000 円、消費税 10,000 円）

<新料金：平成 30 年 4 月～ 広告料>

162,000 円／1 ページ／1 色（税抜価格 150,000 円、消費税 12,000 円）

③ 掲載ページ 最大 4 ページ／1 回、年間 2 回まで

④ 内容については、審査があります。

4. 申込締切

一般広告（純広告） 発行月の前々月の 20 日（6 月号の場合 4 月 20 日）

情報提供広告（記事広告） 発行月の前々月の 5 日（6 月号の場合 4 月 5 日）

5. お申し込み・お問い合わせ先

一般広告（純広告） 有限会社 佐々木広告社

〒113-0021 文京区本駒込 1-11-5

TEL 03-3944-1991 FAX 03-3944-1982 E-mail info@sasaki-ad.co.jp

情報提供広告（記事広告） 『日本栄養士会雑誌』編集事務局（日本印刷(株)）

〒170-0013 豊島区東池袋 4-41-24 東池袋センタービル 2F 日本印刷(株)内

TEL 03-5911-8672 FAX 03-3971-1214 E-mail jjda@npc-tyo.com.jp

日本栄養士会広告等掲載基準

制 定 平成 15 年 10 月 25 日
全面改定 平成 25 年 1 月 27 日

(目的)

第 1 条 日本栄養士会広告等掲載基準は、国民並びに会員の利益の保護を目的に定める。

(適用範囲)

第 2 条 本基準の適用範囲は、「日本栄養士会雑誌」、ホームページ及び各種栄養関連資料等とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) いわゆる「健康食品」等の食品関連事項
- (2) 各種研修事業（資格認定に関するものを含む）
- (3) 人材の派遣に関する事業
- (4) 栄養に関する調査研究事業
- (5) その他本会が疑問を持つ事項

(審査委員会)

第 3 条 本会に、広告等掲載審査委員会を設け、本基準に基づいて審査にあたることとする。

(審査委員会の構成と開催)

第 4 条 審査委員会は、常任理事及び有識者をもって構成し、会長を委員長とする。

2 審査委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催する。

(審査基準)

第 5 条 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) いわゆる「健康食品」等の食品関連事項
厚生労働省の「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針」等を準用する。
 - (2) 各種研修事業（資格認定に関するものを含む）
本会の研修事業、認定事項との整合性を考慮して決定する。
 - (3) 人材の派遣に関する事業
本会並びに都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業との整合性、管理栄養士・栄養士の不利にならないことを考慮して決定する。
 - (4) 栄養に関する調査研究事業
その内容がエビデンスに基づくものかを考慮して決定する。
 - (5) その他本会が疑問を持つ事項
公益社団法人としての方針に著しく反するかどうかを考慮して決定する。また、広告に関与する者が著しい反社会的行為を行った時も同様とする。
- 3 審査にあたっては、当該広告等を依頼した者から経緯を聞かなければならない。

(審査の開始)

第 6 条 本会に広告等の掲載依頼があり、会長が、その内容に疑義があると判断した時は、審査委員会を開催し、その内容等を審査することとする。

(広告等の掲載制限)

第 7 条 審査委員会が、内容が誇大虚偽表示、適切でないと判断した時は、内容の修正を命じ、従わないときは、広告の掲載を拒否するものとする。

(基準の変更)

第 8 条 基準は、理事会で3分の2以上の賛成がなければ変更することはできない。

附則

この基準は、平成 25 年 1 月 27 日から施行する。